ロシア知的財産権ニュースレター 2013 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深堀して解説するものです。2013 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2013年9月~2013年11月分)

連邦反独占局、音楽チャンネルの広告を不正 行為と判断

9月3日、連邦反独占局は、ロシアの音楽 チャンネル「Muz-TV(ムズ TV)」のスローガン 「ムズ TV-主要な音楽チャンネル」が不正な広 告であるとの見解を示した。同局は、「同チャン ネルが主要なものである、あるいは、他のチャ ンネルをリードしているとする証拠はなく、同ス ローガンは誤認される可能性が高い。連邦法 「広告について」第5条第2項第1号に違反し ていると判断した。

著作権侵害対策(Anti-Piracy)法の改正法 案、下院に提出

9月17日、同年8月1日から施行されている著作権侵害対策(Anti-Piracy)法(詳細は、本ニュースレター2013年度第2号参照)の改正法案が下院に提出された。主な改正内容は、1. 同法適用の対象を音楽や電子書籍、ソフトウェア等の著作権、著作隣接権に拡大すること、2. 裁判所での審理前に侵害情報をブロックすることを可能にすることなどである。同改正法案については、今後下院で審議される予定になっている。

<u>剽窃検知ソフトウェア開発企業が新聞社と下</u> 院議員を名誉棄損で提訴

4 月 30 日、ソフトウェア 開 発 企 業「Antiplagiat (アンチプラギアト)」(原告)は、

電子新聞「Vzglyad(フスグリャド)」と下院議員 (以上、「被告」)が原告を中傷したとして、補償 金 1,000 万ルーブルの支払いを求め、モスク ワ市商事裁判所に対し、訴訟を提起した(事件 番号第 A40-54323/2013 号)。原告は、他人 の文書の剽窃を検知するために使用するソフ トウェアの開発者。同新聞は、原告が公共調 達の全ての要件を遵守しなかった旨を検事総 長宛に報告した下院議員の発言を発表した。 同議員は以前、同ソフトウェアによって博士候 補論文が剽窃されたものであることが判明した ことから、ロシアの有名大学の副学部長の職の 解任させられていた。10月14日、同裁判所は、 当該新聞記事の内容が侮辱的、または攻撃 的なものと考えられるかどうか、記事詳細を検 査するよう指示した。

<u>オリンピック組織委員会がライセンス料の支</u> 払いを巡り国営企業を提訴

6月17日、2014年ソチ冬季オリンピック組織委員会(原告)は、モスクワ市商事裁判所に対し、「Sportloto(スポルトロト)」(国営宝くじ販売企業)(被告)のライセンス料(計 2,039万1,520ドル7セント)支払いを求め、訴訟を提起した。被告は取引が一部無効であるとして原告の主張に反論、11月21日、最終的に両者は和解し、被告が原告に対し、規定期限内に1,724万6,749ドル9セントを支払うことで決着した(事件番号第A40-75897/2013号)。



最高商事裁、著作権侵害の雑誌を販売してい たスーパーに対し補償金の支払いを命じる

文房具店「Oktyabr'skoe Pole(オクチャーブリスコエ・ポーリェ)」(原告)が、スーパーマーケット内で販売されていた雑誌「TV-Park (テレビ・パーク)」に同社が著作権を有する写真が無断掲載されていたとして、スーパーマーケットチェーン「Perekrestok(ペレクリョストク)」(被告)を提訴した。同チェーンでは、メディアの書いた内容を販売前に確認することは通常行わないため、著作権侵害に関する認識はなく、本件について調査するいかなる合理性もないとしてこの訴えに反論した。

2011年12月13日、モスクワ市商事裁判所 (第1審)は原告の請求を認める判決を下した。 しかし、2012年2月29日、第9商事控訴裁 判所(第2審)は第1審の判決を棄却し、6月 14日、モスクワ管区連邦商事裁判所(破毀審、第3審)は第2審の判決を無効とし、第1審の 判決を支持する判決を下した。11月15日、最 高商事裁判所は本件を審理し、当該写真を掲 載した雑誌社が被告として訴えられていないと して本件を第1審に差し戻した。

2013年6月25日、モスクワ市商事裁判所は、当該雑誌社「TV-Park(テレビ・パーク)」も被告として参加する中で、本件を再度審理し、原告の訴えを認める判決を下した。9月25日、第9商事控訴裁判所は第1審の判決を支持する判決を下した。この判決により、法人は法人自体の行為に悪意性がない場合でも著作権侵害により訴えられる可能性があり、法人は営業活動を行う以上、全てのリスクを負っていることが明らかになった。同判決は効力を発し、被告双方は、知的財産裁判所(破毀審)に上告したにもかかわらず、補償金を支払う必要がある。

破毀審での審理は 12 月下旬に予定されているが、最高商事裁判所で検討された結果に基づく判決を破毀審が無効とする可能性は低いとみられる(事件番号第 A40-82533/2011 号)。

2. 今回の話題:最高商事裁判所および最高裁判所の統合案

現行の司法制度

現行のロシアの司法制度は1996年に創設され、最高の裁判所には、憲法裁判所、商事裁判所の最高審である最高商事裁判所、一般事件を管轄する普通裁判所の最高審である最高裁判所の3ヵ所がある。

この 3 ヵ所の裁判所は、それぞれ管轄範囲が異なっている。憲法裁判所は、憲法の解釈の範囲 内で発生した事件および紛争を扱っている。最高商事裁判所を監督審とする商事裁判所は、両方 の当事者が法人あるいは個人事業主の場合の行政事件および民事事件を含む経済紛争を扱っ ている。最高裁判所が監督審となる普通裁判所は、当事者の一方が自然人である場合の行政事 件、民事事件、刑事事件を扱っている。

両裁判所の統合に関する法案

10 月 7 日、プーチン大統領は、最高商事裁判所と最高裁判所の統合に関する法案『憲法「最



高裁判所と検察について」の修正について』を下院に提出した。同法案の提出は、6月21日にサンクトペテルブルク国際経済フォーラムにおいて、プーチン大統領が最高商事裁判所と最高裁判所の統合を提案したことに基づくもの。

同法案によると、両裁判所統一後の最高裁判所(以下、「新最高裁判所」という。)は、行政事件、 刑事事件のほか、経済紛争を含む民事事件も扱うことになっている。また、新最高裁判所の中には 複数の委員会が設置され、うち一つが経済紛争委員会になる予定。同委員会に現行の最高商事 裁判所が果たしている機能が移管されることになっている。新最高裁判所はサンクトペテルブルグ に設置されるが、他の国家機関との相互連絡や協力のため、モスクワにも常駐施設を設置すること になっている。

新最高裁判所には 170 人の裁判官が所属する予定。新最高裁判所の裁判官候補者の選出方法に関し、初期段階の裁判官選出のために特別委員会が組織されることになっている。同委員会には、大統領、社会院、全ロシア弁護士連盟、現職の裁判官ら計 27 名が参加する見通し。

また、新最高裁判所の設立に関連し、7月3日より活動を開始している知的財産裁判所は、商事裁判所の系統から外されることになるとみられる。下院の民事・刑事・商事・手続法委員会関係者は「知的財産裁判所は独立機関となり、個人および法人いずれも対象とする形で、知的財産権に関するすべての事件を担当することになる」とコメントしている。

法案の目的と今後の見通し(著者:TM DEFENCE Legal Services 社のヤナ・ブルートマン弁護士)

同法案は、司法制度の改善およびその統一性の確保を目的としている。これまでそれぞれの裁判所で行政や民事という同様の案件を扱いつつも、個別に審理していた経緯があることから、最高商事裁判所と最高裁判所の両裁判所の統合により、ロシア国内で統一の法律適用や法解釈が可能になると考えられる。憲法によって、統一された裁判慣行および法的見解が求められており、この点で、新最高裁判所を設立する必要があるといえる。

実際に、現行の制度では時折、当事者の一方がある系統の裁判所で自らの立場を証明することができなかった場合、別の系統の裁判所に提訴し、お互いに相容れない2種類の法的見解を得るという不条理な状況が発生することもある。

このような前向きな見解がある一方で、両裁判所の統合による懸念も存在している。一般的には、 商事裁判制度の方がより効率的であり、最高商事裁判所の活動は、最高裁判所と比較して透明性 が高く、明確であるといえる。このような状況の中で、両裁判所の統合に際しては、インターネットで 新最高裁判所の審理を閲覧できるか、すべての判例を検索できるか、係争中の案件の状況を確 認できるか、別の都市からテレビ会議のシステムを利用して審理に参加できるかなど、多くの可能 性が問われることになる。これまで、最高商事裁判所については全て可能だったものの、最高裁判 所はこれらの可能性を提供していない。従って、多くの業界関係者は、両裁判所の統合後、現在、



最高商事裁判所で提供されているものが完全に失われるか、その適用度合いが低くなるのではないかということを懸念している。

また、もう一つの懸念は、両裁判所の統合によって、一定数の裁判官の任期が任期前に終了することになり、これが裁判官の罷免不可能の原則に沿わなくなることである。両裁判所の統合(最高商事裁判所が最高裁判所に統合される形)が検討される中で、最高商事裁判所の複数の裁判官がすでに辞任した。最高裁判所の裁判官と比較して、最高商事裁判所の裁判官は、待遇が悪くなる可能性が高いからと推測される。

上述のように、両裁判所の統合を巡って世論が分かれているにもかかわらず、同法案はいずれ 可決され、両裁判所の統合が始まる見通しである。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com)のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失 については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を 負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。 ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。